

Title	EU諸国における法曹の新しい職域：オランダの場合
Author(s)	ブローリング, ヘルマン; 福井, 康太
Citation	阪大法学. 2006, 56(1), p. 163-186
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/54957">https://doi.org/10.18910/54957</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## EU諸国における法曹の新しい職域..

### オランダの場合

ヘルマン・ブローリング

福井康太／訳

#### はじめに

本稿は、EU諸国における法曹プロフェッションの新領域に関する論考である。私は本稿を通じてみなさんの期待に応えることができると願っている。だが、なお私は、みなさんの期待に応えることができるかどうか確信を持ってない。というのも、EU諸国でもアメリカでも、法曹プロフェッションはますます多くの批判に晒されるようになってきているからである。すべてではないにしろ、かなり多くの人々が、もっぱら法曹プロフェッションの否定的側面ばかりをあげつらっている。たとえば、「法曹は一般の人々の不幸をだしにしてお金を稼いでいる」というようにである。人々はまた、「ストライキ・ロイヤル」「被害者ハンター」「アンビュランス・チェーサー」といつて法曹を批判する。法曹は、他の人々の問題からお金をかすめ取るために、手続を遅延させ、実際に意味のある

解決を阻害するなどとも言われている。さらに、法曹は新しいことを実行しようとする政治家や実業家に抵抗してもつばら「それは禁止されている」とばかり言うなどとされる。法曹は一つの問題解決をもたらす代わりに十の新たな問題を作り出すとも批判される。また法曹は嘘つきだとも。法曹プロフェッションの否定的側面は周知のことである。最も若い世代の法曹を安心させることができるように（私はあなた方がこの講演に顔を出してくれてうれしく思う）、このような法曹プロフェッション批判はいつの時代にも存在するということを付言しておきたい。<sup>(1)</sup>

本稿は、EU諸国における法曹プロフェッションの新領域についての論考である。私は本稿で、オランダにおける法曹プロフェッションについて詳細に論じたいと思う。最初に、議論に必要ないくつかの基本データを明らかにしておく。<sup>(2)</sup> オランダは二五カ国のEU加盟国の主要国の一つである。今日、オランダは一六〇〇万人の人口を擁している。そこには法学部をもつ九つの大学がある。二〇〇四年現在、これらの法学部に二五〇〇〇人の学生が在学している。すなわち、一九万人の学生のうちの一三%が法学部に在学している。六〇〇人以上が法学部一年生となり、そして約三〇〇〇人の学生が法学部の課程を修了する。

二〇〇四年現在、オランダには四万人の法曹がいる。私が把握している最新の情報によれば、そのうちの約四〇%が司法関係の職に就いている。つまり、法廷弁護士や公証人などとして働いている。そして二四%が公共サービス、行政庁、政府や地方府等の職に就いており、六%が銀行や保険会社といった金融機関で働いており、三%が法教育の職に就いている。残りが二七%ある。このグループについては、四%が特許弁護士などとして産業界に職を得ているということ以外、私は明確な情報を把握していない。ただ、かなり高い割合の者が商事企業で弁護士として働いていると考えられる。<sup>(3)</sup>

本稿の課題は法曹プロフェッションの新領域である。それゆえまず、オランダの法学部の学生と法曹とに関する

基本情報を明らかにした。続いて、この情報の内訳を明らかにしたい。すなわち、どのような傾向が見られるか、従来型の法曹プロフェッションの将来はどうなっていくのか、懸念されることは何かといったことである。本稿のうち以上と内容を異にするのは「紛争とその解決について」の部分である。この部分は、法曹に求められる公式手続上の役割について、より深い洞察を与えてくれる。そして最後に、法曹プロフェッションの新領域についての結論を明らかにしたい。

あらかじめ付言しておくが、本稿はあくまでオランダの事例の紹介にすぎない。他のEU諸国では状況は異なるにちがいない。また、法曹の地位が経済、社会、文化的状況に応じて異なるという事実を受け入れる必要がある。EU諸国における経済、社会、文化状況はアメリカにおけるそれと同じではなく、またEU諸国とアメリカにおけるそれは日本におけるそれと同じではない。さらに、法曹、法廷弁護士 [Barrister]、事務弁護士 [Solicitor]、裁判官、公証人、公共サービス等々はそれぞれの国々で異なる意味を有する。本稿で一つの結論が示されるとしても、ここで述べた付言に留意してもらいたい。

#### 法学部の学生数の増大

一八四〇年には、オランダの約三〇〇万人の人口のうち、大学生は一四一〇人しかいなかった。<sup>(4)</sup>このことは一〇万人の人口につき五〇人しか学生がいなかったということを意味している。この学生のうちの三分の一が法学部生であった。法学部生の割合は一八七〇年には四〇%まで増大した。この年は、奇しくもオランダで産業革命が始まった年である（他の欧州諸国に比べるとかなり遅い）。それにも拘わらず、急成長した専攻領域は自然科学ではなく、生命科学、とりわけ医学であった。一八九〇年には全学生の五五%が医学部生であった。さらに、一九二〇年

までは、法学部生と他の社会科学の学生との間に区別が存在しなかったことを指摘しておかねばならない。たとえば、経済学と社会学は法学部で教えられていた。一九二〇年まで、唯一の社会科学系学部は法学部だったのである。数十年を経て、経済学と社会学は独立の学部となった。

一九二〇年から一九六〇年までの時代には、社会科学系の学生割合は増大したが、法学部生の割合は下がり、一九二〇年の一四%から一九三〇年代、四〇年代、五〇年代にかけて一一%から九%にまで減少した。一九六〇年代には、オランダには一一〇〇万人の人口があった。当時でも四万人以上の学生がいた。すなわち、一〇万人の人口につき三六七人である。学生のうちの三二%が社会科学を専攻していたが、法学専攻はそのうちの七%にすぎなかった。なお、ベルギーの場合も同様である。<sup>(5)</sup>

オランダでは、一九六四年と六七年に入試制度改革が実施された。まず、ラテン語が入試の必須科目ではなくなった。これに加え、夜間部の学生（彼らのほとんどは昼間は就労していた）に法学専攻者が増えてきた。一九六〇年には、グローニンゲン大学法学部に二〇〇人の学生がいたが、六五年には五〇〇人、七〇年には一六〇〇人、八〇年には二〇〇〇人となり、今日では三五〇〇人の学生が在学している。オランダの他大学の法学部でも同様の展開が見られた。私が法学部に入学した一九七七年には、オランダは一四〇〇万人の人口を擁していた。当時はオランダの大学の法学部には一九〇〇〇人の法学部生、すなわち全学生数の一三%が法学部生で、グローニンゲン大学法学部には一八〇〇人の学生がいた。今日では、オランダには一六〇〇万人の人口があり、二五〇〇〇人の法学部生がいる。すなわちここでも全学生数の一三%は法学部生である。それでもなお、一九七七年から今日まで、法学部の学生数は三〇%以上増えている。<sup>(6)</sup>

要するに、ほぼここ三〇年間でオランダの人口は一五%増えたのに対し、法学部の学生数はその二倍も増えてい

る。

法学部の学生数の増加と国民経済の成長との間に密接な関係があることは言うまでもない。この他の学生数の増加要因としては、中・下層階級の教育機会が広がったことや、女子の教育機会が増大してきたことが挙げられよう。

ちなみに、法学専攻は従来から女子の間で人気があった。法学部生の約三〇%がつねに女子学生であった。この点は法曹プロフェッションとは関係はない。むしろ、女子学生が、上流階層の者同士で結婚できる機会を増やすべく、上流階層の男子学生との交流を確保しようとしたことに関わっている。学生総数のうちの三〇%という法学部生の割合は、一九五〇年代、六〇年代には減少し、七〇年代には二〇%にまで減少した。だが一九八〇年には三〇%まで回復した。さらに、女子の入学者はしだいに増え、今日では五〇%以上にも達している。これはきわめて注目すべき展開だと思われる。<sup>(7)</sup>なお、こうした展開は他の欧州諸国でも同様に見られるものである。<sup>(8)</sup>

つぎに最近一〇年の学生の関心領域について述べておこう。この一〇年では、法学専攻に対する学生の関心は比較的に安定している。すなわち、一貫して二三%から一六%の学生が法学を専攻している。若干の変動はあるが、それは競合する他専攻領域と関係している。競合する他専攻領域とは、社会学——とくに七〇年代にはそうだった——および経済学である。最近になると、社会学の代わりに経営学が競合領域となり、さらに国際組織論が競合領域となっている。なお付言しておく、ここで述べている専攻領域は大学での専攻である。さらに、最近の現象として、高等専門学校 [higher professional education] レベルにおける法学教育の伸長を指摘することができる。高等専門学校での法学教育は学術的ではなく、その修了生たちは法廷弁護や公証業務、裁判実務に携わることができない（少なくとも法廷弁護士、公証人、裁判官として働くことは認められない）。

どの法学部も多くの専攻科目を用意している。たとえば、国内（つまりオランダ）私法、憲法、行政法、刑法、

会社法、国際法、EU法、公証法、税法である。最も人気があるのはオランダ私法である。就職の機会が比較的に少ないにも拘わらず刑法も人気科目である。学生は私の専門領域である憲法・行政法にはあまり関心がない。<sup>(9)</sup>

昨年、オランダの学生に「どのような職に就きたいか」と尋ねたところ、つぎのような回答が得られた。<sup>(10)</sup> 学生たちの意見によれば、最も魅力的な職業は法廷弁護士である。これに続いて人気があるのは政府、行政庁、公共サービスの仕事である。学生に最も地位が高いと見られているにも拘わらず、裁判官は三番人気に留まっている。またごく少数ではあるが税務弁護士になりたいと考えている学生もいる。遺憾なことだが、法学研究者になりたいと考えている者はわずかしかない。オランダの学生は研究者を羨望のままざしでは見ていない。彼らの目から見れば、大学教授は「負け組」なのではなからうか。

#### 法曹プロフェッションの展開

大学で法学課程を修了した学生の就職は平均してかなりよい。不況下でも職に就けない法曹資格取得者はごく少数である。たとえば一九七五年は不況の年だった。同年四六五人の法曹資格取得者が職に就けなかった。つまり法曹資格取得者全体の三%が職に就けなかった。概して法曹は他の専門より就職の機会が多いのである。このことに関する一つの説明は司法扶助業務の堅調な拡大である。もう一つの説明は、政府と地方府、公共サービスの拡大である。立法の増大と公共事務の拡大のために、より多くの法曹が必要とされたのである。第三の説明は、従来は「企業等の」被用者のための仕事だった業務に法曹が携わるようになってきているということである。これは、法学教育を受けていない者から仕事を奪っているということである。第四に、法曹の給与の開始額が低額だということも説明となりうるかもしれない。すでに述べたように、およそ三〇年間にオランダの人口が一五%増えたのに対

して、法学部の学生数はその二倍増えている。今日のオランダには一六〇〇万人の人口があり、二五〇〇〇人の法学部生がいる。すべての学生の二三%が法学部生である。彼らはどこに職を見いだせばよいのか。これまでの法曹はどのような業務に携わり、これからどのような業務に携われればよいのだろうか。

〔法曹プロフェッションについての統計〕

○法曹の絶対数

一九三〇年・約四〇〇〇人

二〇〇四年・約四〇〇〇人（一九三〇年の一〇倍）

すなわち人口一〇万人に対して二五〇人の法曹人口。二五〇人の法曹のうち一〇〇人が法廷弁護士、公証人、裁判官となっている。

○百分率による職種別データ表示

	(一九三〇)(一九四七)(一九六〇)(一九七三)(二〇〇四)	
法廷弁護士・公証人・裁判官	51.1	39.4
公共サービス(公務員)	15.3	24%
	22.4	33.6
	27.8	29.6

	翻	訳
		法学教育
	銀行・保険業	
	その他	
	13.1	4.2
	10.3	3.6
	12.5	4.5
	9.9	10.2
	6%	3%
	27% <sup>(1)</sup>	

ここに挙げられているいくつかの仕事は、正式に法曹資格を取得していなければ就くことができない。判事や検事、法廷弁護士ないし事務弁護士、仲裁人「prover」、公証人は法曹資格取得者でなければ就業できない。現在のところ法曹はこうした業務を独占している。裁判官数には制限が設けられている。数年前までは公証人の数も制限されていた。もともと今日では、競争での生き残り（業者を含む）消費者からの手数料削減要求のために、そうした制限は撤廃されている。法廷弁護士の市場もかなり柔軟化された。この点についてはのちに挙げる通りである。

上述以外のいくつかの仕事に就く場合にも、実際上法曹資格を取得している必要がある。たとえば、手続補助人「process servers」や（法廷弁護士ではない）法律顧問は十分な法律知識なくしては務まらない。興味深いことに、公式もしくは実際上法曹資格を取得している必要のある職業は、一九九七年、九八年には八%にまで増えている。前世紀末は経済的に好調な時期であった。しかし、その後になっても法曹の数は減っていない。たしかに、法廷弁護士の増加割合は二〇〇三年には三%まで落ちている。しかし、これはそれでもなお増加傾向にあることを意味している。

私は、オランダの統計上の傾向は他の欧州諸国とそれほど異ならないと思う。たとえば、歴史のあるベルギーの

名門大学であるルーヴァン大学の卒業生の活躍領域に注目してみよう。同大学の卒業生の五〇%以上が、伝統的な法曹プロフェッションである法廷弁護士や公証人、裁判官といった職に就いている。おそらく一五%は公務員になり、三〇%は実業界に職を得ていると推測される。ここには若干の違いが見られる。だが、ベルギーでもドイツでも、オランダの場合より多くの者が伝統的な法曹プロフェッションの職に就いている。

私たちはこうした統計上のあらゆる数字に惑わされている。これから法曹プロフェッションのカテゴリーに関するより詳細な検討に入ろう。議論すべき点は、まず、伝統的な法曹プロフェッション、すなわち裁判官、法廷弁護士、公証人についてであり、つぎに、政府や行政庁、公共サービスの仕事についてであり、そして、企業法務についてである。以上について述べたあとで、法曹の職域に関する興味深い論点について述べようと思う。ここで法曹プロフェッションのカテゴリーにおける重要な変動と発展と述べているのは、国際化、合同事務所化をはじめとする法律事務所の大規模化、効率化、商業化、競争化、よき経営 [good governance]、これに加えて、自己責任の強化である。

### 裁判官

オランダには、一六〇〇万人の住民につき二二〇〇人の裁判官がいる。すなわち、七二七三人に一人の裁判官、人口一〇万人につき一三・七五人の裁判官がいることになる。オランダの裁判所には裁判官以外にさらに七二二〇人のスタッフががいる。裁判官のポスト数は限られている。そしてその資格認定基準は厳格である。裁判所は成果に基づいて予算を与えられ、それゆえ、基本的に事件処理数に応じて予算を得る [paid per verdict]。より効率的たるべしという目標は、裁判官や補佐スタッフの削減を帰結するものではない。効率的な裁判所という要請は、より

多くのマネジメント手法と調停手法を求めるものである。事案のうちのいくつかの類型は、たとえばEU法の影響によって、より複雑化してきている。結論として、今後も裁判所は拡充され続けると述べておきたい。私は、毎年一二〇の新たな裁判官ポストが新設されると考えている。

裁判官職の新しい領域は、実質的に見れば、国際法とEU法である。ここに言うEU法とは、欧州レベルの法に留まらず、とりわけ加盟諸国の国内私法、会社法、行政法、刑法を含むものである。ハーグに国際司法裁判所、国際仲裁裁判所をはじめとするいくつもの国際裁判所が存在するゆえに、オランダにとって国際法はとりわけ重要である。これに加え、裁判官職の新しい領域として、調停や交渉、あつせん、すなわちADR（判決によらない紛争解決）を挙げることができる。まず、裁判官に対するADRの特別訓練プログラムが用意されている。最近になって、ADRを組み込んだ特別法廷の実験的プロジェクトが実施されている。そして、新しい手続法の導入に伴う「手続マネージャーとしての裁判官」もまた新しい領域である。

### 法廷弁護士

オランダの一六〇〇万人の人口のうち一二五〇〇人が法廷弁護士である。すなわち、一二八〇人の人口につき一人の法廷弁護士、人口一〇万人につき七八・一二五人の法廷弁護士がいることになる。法廷弁護士数は公式には制限されていないが、法廷弁護士としての公的認定を受けなければならない。法廷弁護士の数はなお増加しているが、これとは異なる動向の方がより衝撃的である。ここでは合同・大規模事務所、そして国際化という動向について述べたいと思う。大規模事務所化、国際化といった動向については「あまりに自明なため」ほとんど説明不要であるようにも思える。もともと、その際とくに注目されるのは、EU法の影響と効率性向上なる目標とによって来た

らされた、競争激化と商業化の傾向である。一九九六年以来、弁護士事務所は弁護士の独占物ではなくなった。今日では、法廷弁護士は銀行や保険会社など他の企業に被用者として雇われることができる。すなわち「組織内法廷弁護士」になることができるのである。<sup>(12)</sup> さらに新しい現象としては、自己責任の表現としての訴訟保険を挙げることができる。訴訟保険は（公的扶助の後退の結果）いまもお成長市場である。保険会社にとって、有資格の組織内弁護士は非常に魅力的である。組織内法廷弁護士は、実際に「新しい現象」だと言ってよい。というのも、ベルギーやドイツ、フランス、スペイン、イタリアといった大陸法諸国では、組織内法廷弁護士は認められていないからである。他方、英米法諸国では、組織内法廷弁護士や組織内事務弁護士（アメリカおよびイギリスで認められている）にはなじみが深い。法廷弁護士について最後に触れておかねばならない点は、専門事務所化の傾向についてである。小規模法律事務所は、あらゆる法領域をカバーすることはできない。そこで、そうした法律事務所は、たとえば家族法、不動産法、契約法、刑法といった領域に専門特化されることになる。同様のことは、大規模法律事務所、しばしば一〇〇人以上の弁護士を擁する国際法律事務所の共同経営事務所やその支所についても言える。大規模法律事務所は、たとえば会社法や国際契約法、証券取引法、運送法などに専門特化されている。注目すべきことに、最近の法学部生たちは、大規模法律事務所ではなく、小規模法律事務所を好むようである。このことは金儲けについての最近流行の考え方とは関係がない。むしろ、大規模法律事務所では訴訟ではなく（契約書作成を含む）顧問業務が主たる業務となっていることが重要である。オランダの法学部生は訴訟を担当したいのである。これは、私たちが学生に推奨していることであり、少なくとも私たちが彼らに与えている法曹プロフェッションのイメージである。法曹プロフェッションの新領域について述べる際には、顧問業務の増大なる現象が、公証人の業務領域や、法廷弁護士試験に合格しなかった二流法曹の業務領域においてばかりでなく、むしろますます一流法律事

務所の業務領域において見出されるようになってきているということが強調されなければならない。このことは、概して訴訟よりも顧問業務から、より多くの収入が得られるということをも示唆している。

要約的に述べれば、新しい——いや新たに注目されるようになったと言うべきか——法廷弁護士（企業弁護士）が顧問業務とADRの二つである。法廷弁護士の全く新しいカテゴリーとして、組織内法廷弁護士（企業弁護士）が登場している。組織内法廷弁護士のうちでは、保険会社に属する組織内法廷弁護士が成長業種となっている。なお法廷弁護士もまた、裁判官の場合と同様、国際法とEU法（とりわけ加盟国の国内私法、会社法、行政法、刑法）を、しかも効率化されたやり方で、取り扱わなければならない。

## 公証人

オランダでは、一二五〇人の法曹が公証人として登録しており、これは一二八〇〇人の人口に一人の割合、つまり人口一〇万人につき七・八一二五人の公証人がいることになる。この数字は公証人とほぼ同様の業務を行っている、いわゆる「公証人候補者」を除外した数字である。公証人のポスト数は公式にはなんら制限されていないが、公的認定を受ける必要がある。ここでもEU法の影響により、公証人の性格は実質的に変容を強いられている。新しい立法は、オランダの公証人に競争を持ち込み、また商業化を要求している。今日では公証人手数料のほとんどは無料である。この結果、公証人数の増加はほぼストップしている。私は、好調な不動産取引が（これまでになく低い住宅ローン金利と結びついて）公証人事務所の破産を防いでいるのではないかと考えている。<sup>(13)</sup>

政府、行政庁、公共サービス

オランダでは、一六〇〇万人の人口のうち、九六〇〇人の法曹が政府、行政庁、公共サービス部門で働いている。つまり人口一〇万人につき六〇人がそうである<sup>(1)</sup>。従来から、政府、地方府、行政庁、公共サービス部門は、法学課程修了者の重要な就職先であった。従来から、法学課程修了者は他の専攻領域の出身者と比べて、政府や行政庁や公共サービス部門により多く就職してきた。法学専攻が社会科学専攻の一類型に留まっていた時代には——およそ一九二〇年まで——法学専攻者の地位は安泰であった。一九二〇年以来、法学専攻者は他の専攻領域の出身者と競合関係に立つようになった。最初に法学専攻者と競合関係に立つようになったのは社会学専攻者と経済学専攻者であった。経済学専攻者は今日でも法学専攻者と競合関係にある。社会学専攻者の役割はしだいに心理学や行政学、経営学といった新専攻の出身者にとって代わられつつある。裁判所の職や法廷弁護士、公証人の場合とは異なり、政府や行政庁、公共サービス部門には法学専攻者に代替する専攻者の選択肢がある。ここでは、法曹資格取得者であることは、法的には必要とされていない。政府、行政庁、公共サービス部門の業務は、必ずしも、いや一次的にすら、法的業務ではない。政策形成と執行、そして組織運営には法曹の手法とは異なる手法が用いられる。だが政府、行政庁、公共サービス部門は、法曹にとってなお重要な職域であることは確かである。というのも、法曹の四分の一がこの領域に職を得ているからである。

しかしながら、公共部門の縮小傾向のもとで法曹資格取得者がこの位置を維持することは容易なことではないだろう。オランダはまさにそうした状況のもとにある。私は二つの戦略があると思っている。第一に、私たちは法学部に法曹の手法とは異なる手法をあわせ学ばせなければならぬ。これは法学カリキュラムに経済学や経営学、プロジェクト・マネジメントといった科目を設けることを意味している。クオリティ・マネジメント、実績評価

についての知識はますます重要になる。第二に、政府や行政庁や公共サービス部門の業務に法曹の知識と技能とが必要不可欠であることを強く主張するよう努めることである。これは「*foratio pro domo* (仲間内の宣言)<sup>15)</sup>」に留まるものではない。私は、政府や行政庁、公共サービスの法的な質は向上されうるし、また向上されなければならぬいと真剣に考えており、またそれゆえに、行政にはより多くの法曹資格取得者が必要であると考えている。結論を言えば、公共部門における法曹の新たな重要な職域とは(財務管理や会計とも似た)「法的管理 [legal controlling]」である。付言すれば、法的管理者は公共団体の被用者たりうるが、何らかの形で法律事務所と提携する民間コンサルタント事務所の被用者である方が、より一般的である。他方、民間コンサルタント事務所が公共団体内部の不服申立手続に担当者派遣することもあるが、こうした役割のほとんどは公共団体それ自体に雇われた職員によって担われている。最後に、公共部門に属する法曹にとっても、EU法と国際法(ここでもまたとりわけ加盟諸国の国内法レベルの法)が新しい活動領域となっている。

## 企業

残念なことだが、私は民間企業、すなわち商事会社で働いている法曹についての正確な数字を把握していない。概略的な数字を挙げると、オランダの一〇%の法曹が企業等の民間部門で働いている。つまり、人口一〇万人あたり二五人の法曹が民間部門で働いているということになる。企業法曹は、たとえばADR(消費者や取引先との交渉)や証券取引法に専門化されている。EU法や国際法、そして国際私法は、国際志向の企業にとりわけ関心が高い。企業内法曹にとつての比較的に新しい業務領域としては、いわゆる「よき経営」がある。これはハードローよりも、むしろソフトローに関わる問題である。<sup>16)</sup>

上述のように、一九九六年以来、企業は組織内法廷弁護士を雇用することができる。この新しいタイプの法廷弁護士は急速に普及してきているが、ルクセンブルクの欧州司法裁判所が企業内法廷弁護士は証拠提出拒絶権を有しないと判示したために、このタイプの弁護士が成功するかどうかは不確かとなっている。<sup>(17)</sup>たとえば競争法の領域では、証拠提出拒絶権の欠如は明らかに不利益である。企業内法曹はこの領域では所属企業と法律事務所との「つなぎ役」として行動することになることは確かである。とはいえ、組織内法廷弁護士が魅力的であることになお変わりはない。

### 紛争とその解決

私たちはここまで法曹に焦点を合わせて議論してきた。つまり、サービスの供給側から問題を見てきたのである。今度はその需要側から問題に光を当ててみよう。果たしてどれだけの人々がどれだけ深刻な紛争を抱えており、潜在的にどれだけ法曹を必要としているのか。私はつぎのことについて情報を提供したい。<sup>(18)</sup>すなわち、一八歳以上のどれだけの人々が過去五年間に一回以上の紛争に関わってきたかに関する情報である。注意して欲しいが、私の提供する数字は民事・行政事件にのみ関わる数字であり、刑事事件に関する数字を含まない。また法人の数字は除外してある。これによると、「一八歳以上の」人々の三分の二が、ここ五年間で一回以上深刻な紛争を経験している。しかも、深刻な紛争を経験した人は平均して三・七件の紛争を経験している。平均すると、一八歳以上の人々は五年間のうちに二・五件の深刻な紛争を経験していることになる。二五歳から三四歳までの間の人々が最も多く紛争を抱えている。容易に分かるとおり、より多く社会的接触がある者は、概して紛争に関わることも多いという関係が成り立つ。ここでの問題は以下の項目に関連する。

〔深刻な民事・行政紛争（二〇〇三年調べ・最近五年間）〕

労働	25.6%
製品もしくはサービス購入	22.4%
不動産所有	14.6%
金銭	13.4%
賃貸借（家屋）	9.8%
家族、子供	8.7%
保健・医療	3.2%
その他	2.3%
民事	87.6%
行政	12.4%
以下の数字はこうした紛争すべてがどのような顛末を迎えたかを明らかにしている…	
〔解決〕	
何もしない（泣き寝入り）	10%

努力したが甘受（撤退）	36%
合意	48%
公的裁決	7%

裁判によらない	3%
裁判による	4%

〔内容面での違い〕

製品・サービス購入・何らかの行動が起こされ、合意による解決が多い

労働・多くは泣き寝入り

賃貸借・多くは努力したが甘受

行政事件・民事事件よりも公式の手続を用いる場合が多い

結論を言えば、上述の法的问题のわずかの割合、すなわちたったの4%しか裁判所による判決にたどり着かないのである。オランダに権利主張文化「claim culture」があることを示唆するような指標は何もない。管見によれば、オランダでは訴訟爆発は発生していない。<sup>19)</sup>

裁判官や公証人——量的観点からすれば——とりわけ法廷弁護士といった伝統的な法曹プロフェッションは、なお法曹にとって最も重要な職域である。こうした伝統的法曹職がどれほど誇れるものか。伝統的な法曹プロフェッションは尊敬できる、栄誉ある専門職なのだろうか。本日の講演テーマの導入部分で、私は、法曹プロフェッショ

ンに対する批判的見解を挙げておいた。私たちはみな法曹にまつわるジョークや警句を知っている。それどころか、そういったジョークや警句の類ばかりを掲載しているウェブサイトにさえある。そこには「一頭の牛について訴えを起こそうとする者は牛二頭分の訴訟費用を支払わなければならない」などと書かれている。<sup>(20)</sup> 法曹プロフェッションの否定的側面は無視できない。オランダの工業、商業、貿易は毎年八〇〜九〇億ユーロを法律顧問料と訴訟費用として支出している。<sup>(21)</sup> この金額は国民総生産の〇・六九%である。ちなみにドイツでは、工業、商業、貿易の法的コストは国民総生産の〇・五九%に留まっている。「オランダで高い法的コストがかかる」理由は周知のものである。立法が細分化され、監督機関の権限が大きく、実際に法的損害発生リスクが存在し、いったん紛争が発生すれば公式の訴訟手続が唯一の紛争解決方法ということさえあるからである。

欧州諸国は、法的コストを削減し、司法による紛争解決が制度の負担過剰に陥ることがないように、一貫して努力している。これは道理にかなっている。オランダもまた民事手続法を英国やドイツのように改正した。<sup>(22)</sup> 裁判では、合議制ではなく単独制が優先される。審理回数に制限が設けられ、控訴の可能性も限定される。裁判官は手続の迅速性を監督する。さらに、紛争解決の実現を図るため、当事者は出廷するのが原則である。「以上の改革は」いまのところ順調に進んでいるようである。

最近の一〇年では、調停、交渉、あっせんといった方法が、判決よりも望ましい解決であると評価されはじめている。私は、EUにとってアメリカが多くの特モデルたりうるかどうか分らない。政治家や実業家、司法行政担当者や法学研究者にとってならばともかく、訴訟の領域では断じてそうではない。最近の流行は、訴訟ではなく調停、交渉、あっせん——これらはADR、つまり判決によらない紛争解決と呼ばれる——を用いることである。ADRは具体的事案においては裁判所でも用いられる。ADRもまた法曹プロフェッションの新領域だと言えるが、

国名	総人口	法曹数	人口一〇万人あたりの法曹数
日本	127,000,000	24,000	15.7
アメリカ	283,000,000	1,000,000	353.4
イギリス	59,000,000	83,000	140.7
ドイツ	82,000,000	110,000	134.1
オランダ	16,000,000	40,000*	250.0*

\* ここに挙げたオランダの法曹数は法廷弁護士だけの数字でなく、全法曹数である。

これはまた心理学者など法専門家ではない人々に参入機会をもたらすことを意味している。法曹は訴訟以外の紛争解決方法にも通じていなければならない。法曹がそのような紛争解決方法に通じていれば——どうしてそうしないでいられよう——ADRの流行は法曹にとって何ら脅威ではない。付言しておけば、ADRの流行は本質的に新たな変化などではない。ADRの新しさは営業上の理由から強調されているに過ぎない。

管見によれば、ADRがいくつかの紛争領域に適していることは明らかである。たとえば離婚紛争や商事紛争には適している。これに加え、法曹はしばしば法曹以外の専門家よりも、さらに優れた調停人、交渉人、あっせんたりうることが注目されなければならぬ。以上の理由から、ADRは法曹をより豊かにするものであっても、なら法曹を脅かすものではない。

#### 法曹プロフェッションの新領域

日本弁護士連合会の統計情報によれば各国の法曹数は上掲表の通りである（オランダに関する情報を除く）。

私たちは比較という極度に難しい作業を行わなければならない。たとえばオランダでは、アメリカはオランダより法曹数が多いといったことがしばしば言われる。実際、アメリカの法曹数（一〇〇%が法廷弁護士）とオランダの法廷弁護士の数（全法曹の

三分の一）とが比較されることがある。だが、この比較は誤解に基づく。こうした誤解は、アメリカでは全法曹が法廷弁護士資格を有し——法廷弁護士として登録され——、それは一度も出廷したことのない法曹でさえそうだという事実から生じる。もう一つの誤解は、一定の法専門領域に部分的に異なる業務が含まれる可能性があることから生ずる。たとえばオランダの公証人の業務の一部は、他の諸国では裁判官や事務弁護士によって担われている。

しかし、日本の法曹割合が極端に低いということは全くもって明らかである。アメリカと比べても、またヨーロッパと比べても、法学部卒業生のうち三・四％しか「従来型」司法試験に合格しないとは信じがたい。オランダでも、他の欧州諸国でも、そしてアメリカでも、法廷弁護士は法曹プロフェッションの主要職域である。そうだとすれば、日本にとっては、法廷弁護士が法曹プロフェッションの新領域ということになる。これはありきたりの結論であるが、それでも非常に重要なものである。

訴訟率の低さゆえに、日本はEUやアメリカでしばしばモデルケースとして紹介される。だが、私には、日本の法制度と法曹プロフェッションの使い勝手が悪いだけであるように思われる。もともと、こうした点について即断することはできない。そのような結論を出すに当たっては、当該社会における紛争数と紛争の特質についてより多くの情報が必要であり、また社会的・法的関係の量と密度、権利と所有のあり方、公法と私法の関係、司法支援体制などについてさらに情報が必要である。本稿ではそうした諸側面の検討をすべて省略せざるを得なかつた。<sup>(23)</sup>

オランダでは、ポスト数が制限されているのは裁判官だけである。法廷弁護士の数は、認定を必要とするとはいえ、制限されていない。EU法は、自由市場の実現を強く求めている。これに動機づけられて、数年前には法廷弁護士への参入がさらに緩和された。一九九六年以来、収入のすべてを一人のクライアント——彼らの雇用主たる会社のことだが——から受け取る法曹が法廷弁護士として認められるようになり、訴訟を行う権限を与えられている。

組織内法廷弁護士は、実際に法曹プロフェッションの一つの新類型である。このカテゴリーについての重要な新領域は保険法である。

同様に注目されるのは、伝統的な法曹プロフェッションにおけるいくつかの業務が新たに注目されるようになってきていることである。新たに注目されているのは、訴訟と比べて相談やADRが好まれるという傾向である。そうした業務は本質的に新しいものというわけではないが、新しいあり方として強調されている。今日の公証人、法廷弁護士はこうした業務を無視することができない。多くの法曹が相談やADRに専門特化されている。いくつかの点では、ADRもまた法曹プロフェッションの新領域を意味している。それにも拘わらず、いったん訴訟になれば、法廷弁護士は従来以上に手続マネージャーとして振る舞わねばならない。

「プロフェッション」とは、つぎのような特性を備えた職業と定義される。すなわち、自律性、専門性、そして独自のルールである。この点、多くの法曹が政府や行政庁や公共サービス部門で働いている。彼らは法曹プロフェッションではない。彼らは政策立案者ないし政策運営者である。他のほとんどの職域と異なり、ここでは法曹は他の専門職と競争を強いられる。政策立案者や政策運営者は、法曹の手法とは異なる手法を必要とする固有の活動領域を有している。しかし、政策立案と政策運営のいずれも法曹の重要な活動領域であり続けるだろう。ここでの新職域は法的管理である。

以上を通じて、法曹プロフェッションの新領域についていくつも言及してきた。この点、法曹プロフェッションの新領域の内実には法それ自体の発展と相関している。EU法は加盟国国内私法、行政法、刑法に浸透してきている。いまや裁判官、法廷弁護士、公証人、省庁の政策立案者、法学者たちのすべてがEU法に通暁していなければならない。もちろん、自らの専門法領域以上の知識を備えている必要はないが、少なくとも国内法の一部としての知識

は有していなければならない。これに加えて、多くのEU行政機構が法曹に職をもたらししてくれるということもある。

上述してきたすべてのことが法学教育に影響をおよぼす。また、それは法学研究に対してもいくつもの問を投げかける。思いつきの例を挙げれば、法廷弁護士や公証人の営利化傾向となお残る彼らの公的役割とのあいだの緊張関係がそうである。国家の手が及ばない領域では、私企業についても同様の緊張を見出すことができる（よき経営）。少なくとも、さらに説明と検討を必要とする多くの問題が残っている。

\*本稿は、オランダ王国グローニンゲン大学法学部のヘルマン・ブローリング教授により、二〇〇六年一月三〇日に行われた法学会講演会（平成一七―二〇年度科学研究費補助金基盤研究（A）「法曹の新職域グラントデザイン構築」研究会を兼ねる）の報告原稿を翻訳したものである。

- (1) こうした批判を象徴的に描き出しているのは、フランス人 *Honore Daumier* による絵画 *L'ES GEN'S DE JUSTICE* である。
- (2) 本稿における統計は以下の組織によるものを参照している：オランダ中央統計局・略称CBS ([www.cbs.nl](http://www.cbs.nl))、オランダ司法省研究資料センター・略称WODC ([www.wodc.nl](http://www.wodc.nl))、そしてオランダ裁判所 ([www.rechtspraak.nl](http://www.rechtspraak.nl)) である。なお、つぎの統計をも参照した：De Stand van de Advocatuur 2004 および De Stand van de Rechtenstudie 2005。他の一連の統計は *Amsterdam* にある *Uitgeverij KSU* ([www.ksu.nl](http://www.ksu.nl)) から得られた。
- (3) 残余カテゴリーに属するそれ以外の者たちは、ジャーナリストになったり、レストランを経営したりと様々である。みなさんは、このような業種の者たちが（なお）法曹なのだろうかと疑問を持つかもしれない。
- (4) 本節および以下の過去統計についてはつぎの文献を参照：N. H. M. Roos, *Juristery in Nederland. Sociale*

- ontwikkelingen in de opleiding en de beroepen van juristen* (Lawyers in the Netherlands. Social developments in the education and the professions of lawyers). Deventer: Kluwer, 1981.
- (5) アメリカ合衆国では法学専攻の学生割合は一九四五年以降下がっている。
- (6) ベルギーではこの傾向はさらに顕著である。この点については以下を参照のべよ：Luc Huyse en Katrien Meireman, *Werkkring van juristen. De loopbaan van de Leuvense alumni van de tichtingen 1990-1992* (www.kuleuven.ac.be).
- (7) 女性進出は法学部生に特有なものではない。医学部生のあいだでもこの傾向はさらに顕著である。
- (8) ベルギーの場合にこの点、前出 Luc Huyse en Katrien Meireman, *Werkkring van juristen* (www.kuleuven.ac.be) を参照。
- (9) 私人としては殺人よりも行政手続に関心がある。
- (10) See, *Memory Magazine - Juridisch Arbeidsmarkt - en Imago-onderzoek* (www.jobnet.nl).
- (11) 私はこのカテゴリーの二分の一から三分の一は営利企業で弁護士として活躍していると考えている。
- (12) 「被用者法廷弁護士」についてのいわゆる Cohen-Lawyers なる呼び方は、被用者法廷弁護士に支持意見を表明した委員会の議長の名前にちなんだものである。See Abraham Mouritz, *Ars Aequi* 2005, p. 969-972.
- (13) アメリカ合衆国には「公証人」なる職種は存在しない。
- (14) この領域での法曹の役割とは、たとえば、首長、審議会委員、部長、上級ないし中級管理職、政策立案者、法律顧問、訟務担当官などである。
- (15) このラテン句は「仲間の宣言」と訳しておくのがよいだろう。
- (16) この点について有名なのは、オランダの Tabakslatt code である。
- (17) See, among other cases, Akzo-Akros Chemicals, nr. C-7/04 (www.curia.eu.int).
- (18) See Ben van Velthoven, *Marjke ter Voert, Rechers in de delar: Oer de rol van de rechtspraak in de beslechting van geschillen van Nederlandse burgers*, Raad voor de rechtspraak, Rechtsstreeks 2004-4 (www.rechtspraak.nl).
- (19) See D. von Hoyningen-Huene, *Außer gerichtliche Konfliktbehandlung in den Niederlanden und Deutschland*, Köln: Centrale für Mediation, 2000, P. 11. これによれば、他の欧州諸国と比べて、オランダでは公式の訴訟手続が使われることはまれ

てあるとされる。

(20) オランダ語では、この句は 'Wie pleit om een koe, geeft er een toe' というように韻を踏んでいる。ちなみに M. Galanter は法曹シヨークに関する Giving Insight in Legal Culture なる研究プロジェクトに着手してゆえいる。

(21) NRC 20 march 2004.

(22) この点について、たとえばイギリスの Woolf 卿ルールや多様な申立手続の創設、ドイツの訴訟迅速化法を挙げる  
ことが出来る。

(23) ここで省略した諸側面について論じた有名な文献として：John Owen Haley, *Authority without Power, Law and the Japanese Paradox*, New York - Oxford: Oxford University Press, 1991, 1995.